

告 示

埼玉県告示第九百八十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を縦覧に供する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名 称

狭山湖特別保護地区

二 区 域

埼玉県所沢市上山口地内における所沢市道五千四百三十一号線と東京都水道局山口貯水池管理歩道との交点を起点とし、同地点から東京都水道局山口貯水池管理歩道に沿つて南に進み、所沢市道五百五十八号線との交点に至り、同地点から所沢市道五百五十八号線に沿つて南に進み、主要地方道所沢・武藏村山・立川線との交点に至り、同地点から主要地方道所沢・武藏村山・立川線に沿つて南に進み、埼玉県と東京都の境界点に至り、同地点から境界に沿つて西に進み、所沢市と入間市と東京都との境界点を経て入間市道四百六十一号線との交点に至り、同地点を右折して入間市道四百六十一号線に沿つて東に進み、入間市道三百十号線との交点に至り、同地点から入間市道三百十号線に沿つて北に進み、所沢市道五千四百三十一号線との交点に至り、同地点から所沢市道五千四百三十一号線に沿つて東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（五百九十一ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 指針案

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

当該区域は所沢市及び入間市にまたがる狭山丘陵地帯に位置しており、狭山

湖及びそれに隣接する樹林地である。一帯は、アカマツ、ヒノキ及びスギ等の針葉樹林とミズナラ、ネコシデ及びエゴノキ等の広葉樹林で構成されており、多種多様な鳥獣が生息している。狭山湖は貴重な水辺として、渡り鳥の飛来場所になつており、また、その周辺の樹林地では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において、国内希少野生動植物として指定されているオオタカ等の猛禽類が生息している。当該地域は、昭和六十一年に特別保護地区として指定されており、引き続き、法第二十九条第一項の規定による特別保護地区に指定し、良好な鳥獣の生息環境を保全するものである。

五 縦覧場所

イ 埼玉県環境部みどり自然課

ロ 埼玉県西部環境管理事務所

六 縦覧期間

平成二十八年七月二十九日から平成二十八年八月十二日まで

七 意見書提出先

埼玉県環境部みどり自然課